

告 示

埼玉県告示第四百十二号

埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十七年埼玉県条例第十九号）第十条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和八年三月四日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 知事指定薬物

イ（ハ R ）― N ・ N ―ジエチル―六―メチル――「四―（トリメチルシリル）ベンゾイル」―九・十―ジデヒドロエルゴリン―八―カルボキシアミド（通称名一 SB ― LSD ）及びその塩類

ロ―「―（三―クロロフェニル）シクロヘキシル」ピペリジン（通称名三 Cl ― PCP 、三― $Chloro$ ― PCP ）及びその塩類

ハ 四―メチル――（二―メチルフェニル）―二―（ピロリジン――イル）ペンタン――オン（通称名二 me ― $PhIP$ 、二 me ― $PhIP$ 、二― $methy$ ― α ― $PhIP$ 、二― $methy$ ― α ― $PhIP$ ）及びその塩類
ニ プロパン―ニ―イル ――（―フェニルエチル）―― H ―イミダゾール―五―カルボキシラート（通称名 Iso ― $propoxate$ ）及びその塩類

二 効力発生の日

令和八年三月五日